

# エルダー会員制度について(お知らせ)

## エルダー会員とは

加齢・家族の介護・病気等の理由により、就業意欲はあるものの継続的な就業できない会員が、イベントやボランティア参加など、高齢社会に対応した活動を推進するため、会員として留まる際に「正会員の一員として、エルダー会員」へ移行する新しい制度です。

| 区 分             | 就 業          | 各種講習会<br>定時総会 | ボランティア<br>地域班活動 | 親睦旅行<br>同好会活動 | 年会費             |
|-----------------|--------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 正会員             | ○            | ○             | ○               | ○             | 1,500 円         |
| エルダー会員<br>(正会員) | △<br>(軽作業優先) | ○             | ○               | ○             | (3分の1)<br>500 円 |

## 1. エルダー会員の要件

- ① 正会員として、1年以上在籍した方
- ② 年会費の未納の方は申込みを出来ません。

※ 理事会の承認が必要です。

## 2. エルダー会員への申込み

- ① 「エルダー会員移行申込書」に必要事項を記入し、事務局に提出して下さい。

※ まずは事務局に相談して下さい。

## 3. 年会費

- ① エルダー会員の年会費は3分の1（500円）となります。

※ 年会費の未納者は、エルダー会員移行申込みはできません。

※ 年度途中に移行することも、エルダー会員から正会員に戻ることも可能です。

但し、年会費の差額につきましては、不足する場合は納入して頂きます。

また、前年に3,000円以上の配分金を受けた方は正会員と同額の年会費を納入していただきます。